

和解することについて

児童の負傷事故に関し和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

平成31年2月20日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 和解に係る事故の概要

平成29年5月12日（金）午後2時20分頃、市内小学校の屋内運動場において、体育の授業中、児童がマット運動での壁倒立練習をした際に転倒し、負傷した事故

2 相手方

市内在住の児童（受傷児童）及びその親権者

3 和解条項

- (1) 周南市は、相手方に対し、本件事故に関する解決金として、金913,707円を支払う。
- (2) 周南市及び相手方は、本件事故に関し、和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。